

京都市消防局訓令甲第8号

各 部  
防 災 危 機 管 理 室  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防装備規程の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

京都市消防局長 折 坂 義 雄

第17条第2項ただし書中「規定する」の右に「緊急自動車を運転する」を加える。

別表第1中 「ポンプ車」 を 「ポンプ車  
消防救急車」 に、

「器材搬送車  
資器材補給車」 を 「資器材搬送車  
器材搬送車」 に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第12条関係)

受験する 級別	受 験 資 格	
	経 過 年 数	受けている運転免許
1 級	2級の認定を受けた日から3年	大型自動車免許
2 級	3級の認定を受けた日から3年	大型自動車免許, 中型自動車免許又は限定中型自動車免許
3 級	普通自動車免許 (平成19年6月1日以前に受けた普通自動車免許を含む。) を受けた日から2年	大型自動車免許, 中型自動車免許, 限定中型自動車免許又は普通自動車免許

- 備考1 受験資格の欄の運転免許は、第一種運転免許又は第二種運転免許を示す。  
 2 限定中型自動車免許とは、道路交通法の一部を改正する法律 (平成16年法律第90号) 附則第6条に基づき限定条件が付された中型自動車免許をいう。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成19年6月2日から施行する。

(消防局警防部装備課)